



佐賀県公報

平成16年
6月21日
(月曜日)
第 12470号

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

四 次

告 示

○ 告 知

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 佐賀県クリー・ング師試験委員会規程の一部改正 (四四九・生活衛生課) 一
体による指名競争入札
- 大規模小売店舗の新設に係る意見
- 農地保有合理化事業規程の変更承認
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録

- 佐賀県公共ネットワーク伝送路整備工事に係る特定建設共同企業
(情報・業務改革課) 一
大規模小売店舗の新設に係る意見
- 農地保有合理化事業規程の変更承認
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録

- 総合運動場水泳場改築その他工事に係る特定建設工事共同企業体
による条件付一般競争入札
- 総合運動場水泳場改築その他電気設備工事に係る特定建設工事共
同企業体による指名競争入札
- 総合運動場水泳場改築その他衛生設備工事に係る特定建設工事共
同企業体による指名競争入札

(建築住宅課) 四
(商工課) 三
(農産課) 四
(林業課) 四
平成16年6月21日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県公共ネットワーク伝送路整備工事（佐賀県庁収容工区）について、特
定建設共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受け付
けの期間及び方法を次のとおり公告します。
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年
法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実
施が義務付けられた工事です。

1 工事の概要

- (1) 工事名 佐賀県公共ネットワーク伝送路整備工事（佐賀県庁収容工区）
- (2) 工事場所 佐賀県庁舎、佐賀県現地機関、県立学校校舎、市町村庁舎、
消防本部庁舎、佐賀県警察本部庁舎、各警察署（その他の警察
庁舎含む。）及び県立社会教育施設

- (3) 工事内容 佐賀県公共ネットワーク整備のための佐賀県庁収容工区に係
る光ファイバケーブルの敷設（約36.7km）、庁舎等への引込工
事（引込柱から光成端箱までの配管及び配線工事）、佐賀県高
度情報通信基幹網との芯線接続及び取り出し口の設置及び接続
損失試験

- 佐賀県告示第四百四十九号
佐賀県クリー・ング師試験委員会規程（昭和11六年佐賀県告示第百四十号）
の一部を次のよひに改正する。
平成十六年六月二十一日

佐賀県知事

古川

康

第一条中「厚生部」を「健康福祉本部」に改める。

第二条第一項中「厚生部長」を「健康福祉本部長」に改める。

イ　すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であること。

ウ　構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

エ　構成員のうち少なくとも1者は佐賀県内に本社を有すること。

(2)　すべての構成員の資格要件

ア　佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により、電気通信工事に係る平成15年度及び平成16年度における入札参加資格のAの認定を受けていること。

イ　九州7県内に本社又は常時契約を締結することができる支店若しくは営業所を有すること。

ウ　本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていないこと。

エ　本工事の入札参加申請書提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。

オ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ないこと。

カ　なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とします。

カ　上記1の(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者ないこと。

(3)　代表者の資格要件

ア　出資比率が構成員中最大であること。

イ　建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ　元請として平成6年4月1日から平成16年3月31日までに完成した同種工事（交通規制を伴う現道上の光ファイバケーブル敷設工事で5km以上のもの）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実

績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

エ　監理技術者資格者証を有し、かつ、ウの工事において監理技術者として携わった者を当該工事の監理技術者として専任で配置できること。

オ　上記1の(2)に示した工事場所のうち2箇所以上の工事場所を同時に施工する場合（接続損失試験を除く。）は、各々の工事場所に監理技術者又は国家資格を有する主任技術者でウの工事に携わったものを専任で配置できること。

(4)　代表者以外の構成員の資格要件

ア　代表者の資格要件を満たす者と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第10項に規定する同族会社でないこと。

イ　代表者の資格要件を満たす者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

(5)　共同企業体の存続期間

ア　県工事の相手方となつた者

イ　当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過する日まで

カ　県工事の相手方とならなかつた者

イ　当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで

3　入札参加申請書及び提出資料

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
- (2) 共同企業体協定書
- (3) 共同企業体編成表
- (4) 同種又は類似工事の施工実績調書
- (5) 近隣地区内の施工実績調書（共同企業体の代表者のみ）
- (6) 配置予定技術者調書
- (7) 役員等調書
- (8) 株主（出资者）調書

- (9) 営業所等一覧表
(10) 経営事項審査結果通知書の写し
(平成15年2月1日以降を審査基準日とするもの)

4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間、受付場所及び提出方法

- (1) 受付期間 平成16年6月25日(金)から7月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで
- (2) 受付場所 佐賀県統括本部情報・業務改革課(佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟5階)

- (3) 提出方法 持参してください。

5 入札参加資格要件該当者の閲覧

2の(2)のア及びイの要件を満たす建設業者については、名簿を作成し閲覧に供するものとします。

- (1) 閲覧期間 平成16年6月21日(月)から7月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで

- (2) 閲覧場所 佐賀県統括本部情報・業務改革課(佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟5階)

6 指名業者の選定

提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により指名業者を選定します。

本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限ります。

- 7 入札予定期間
平成16年8月上旬

- 8 入札参加申請書及び提出資料作成要領等の配布期間、配布場所及び連絡先

- (1) 配布期間 平成16年6月21日(月)から7月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで

- (2) 配布場所 佐賀県統括本部情報・業務改革課(佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟5階)

(3) 連絡先 情報・業務改革課ネットワーク担当 電話0952-25-7390

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条

第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、三日月町及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年6月21日

佐賀県知事 古川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
三日月久本集合店舗

小城郡三日月町大字樋口1433番外

- 2 届出の内容
大規模小売店舗の新設

- 3 意見の概要
(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名
三日月町

イ 法第4条「指針」に係る意見
意見なし

- (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要
意見の提出なし

- 4 意見書の縦覧
(1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課

- (2) 縦覧期間
平成16年6月21日から

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第2項の規定において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成16年6月21日

登録番号	氏名及び住所	生産事業の内容			事業所の名称及び所在地
		種 穂	苗 木	幼 苗 の 育 成	幼 苗 の 外 の 苗 木 育 成
483	川原 義則 伊万里市二里町中里甲 3100番地	○	○	○	川原育苗作業所 伊万里市二里町中里甲 3100番地
484	山口 和行 佐賀市若宮一丁目8番 6号	○	○	○	山口種苗園 佐賀郡富士町大字嫌原 547番地

1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所
名称：社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社
住所：佐賀市城内一丁目1番59号

2 変更する農地保有合理化事業規程の名称
社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社農地保有合理化事業規程

3 農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）

4 事業規程の変更内容
農地売買等事業実施における売渡し対象者の年齢要件変更等

5 承認年月日
平成16年6月14日

総合運動場水泳場その他改築工事について、特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札を行いますので、入札参加資格確認申請書の受け付けの期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成16年6月21日

取支等命令者

佐賀県県土づくり本部長 大 西 憲 治

1 工事概要

- (1) 工事名 総合運動場水泳場改築その他工事
- (2) 工事場所 佐賀県佐賀市
- (3) 工事内容 水泳場棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建 延べ面積 2,298m²
- (4) 工期 平成18年3月17日まで
- (5) 使用する主要な資機材

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

平成16年6月21日

佐賀県知事 古 川 康

コンクリート 約2,900m³

鉄筋 約380t

鉄骨 約160t

2 共同企業体に関する事項

(1) 共同企業体の構成員の資格要件

ア サべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者とする。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 (ウ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、平成16年7月5日から同年8月19日までの間受けいないこと。

(エ) 平成16年7月5日以前6月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。

(オ) 県内に本店を有する建設業者であること。

(カ) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と、資本又は人事面において、強い関連がないこと。

(キ) 総合運動場水泳場改築その他衛生設備工事の入札参加申請者（構成員を含む。）でないこと。

イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号。以下「規則」という。）第2条第2項の規定により建築一式工事特Aの認定を受けていること。

(イ) 元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセン

ト以上の場合に限る。）として過去10年間（平成6年4月1日から平成16年3月31日まで）に、鉄筋コンクリート造かつ一棟延べ面積1,50

0m²以上の建築工事の施工実績を有すること。

(ウ) 監理技術者資格者証を有する者を専任の監理技術者として配置できる者であること。

(エ) 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 規則第2条第2項の規定により建築一式工事特A又はAの認定を受けていること。ただし、少なくとも1者は規則第2条第2項の規定により建築一式工事Aの認定を受けていること。

(イ) 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること。

(ウ) イの(ウ)及びウの(イ)で配置する技術者のうち、少なくとも1者はイの(イ)の施工実績を有する者とする。

(2) 構成員の数
 3社とする。

(3) 出資比率
 すべての構成員が20パーセント以上の出資比率であること。

(4) 代表者の要件
 最も大きな施工能力を有する者であり、出資比率は構成員中最大であること。

(5) 存続期間
 ア 県工事の相手方となつた者
 当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過する日まで
 イ 県工事の相手方とならなかつた者
 当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで

- (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所
交付期間 平成16年6月21日(月)から7月5日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の8時30分から17時まで
交付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当
- (2) 入札参加資格確認申請書の受付期間、受付場所及び提出方法
受付期間 平成16年6月28日(月)から7月5日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の8時30分から17時まで
受付期間 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当
提出方法 持参による。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
日時 平成16年8月19日(木)10時
場所 佐賀県庁 新行政棟7階 73号会議室
提出方法 持参による。
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
- 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。
- イ 契約保証金
納付すること。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。
- (2) 入札の無効
次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
イ 当該入札について不正行為を行った者
ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判認不可能なものがあらる者
エ 1人で2以上の入札をした者
オ 代理人でその資格のないもの
カ アから才までに掲げるもののほか競争の条件に違反した者
- (3) 落札者の決定方法
予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
(5) 関連情報を入手するための照会窓口
郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当
電話 0952-25-7166
(6) 詳細は、入札説明書による。
-
- 総合運動場水泳場改築その他電気設備工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受け付けの期間及び方法を次のとおり公告します。
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
- 平成16年6月21日
収支等命令者
佐賀県県土づくり本部建築住宅課長 内田純夫
- 1 工事概要

- (1) 工事名 総合運動場水泳場改築その他電気設備工事
- (2) 工事場所 佐賀市
- (3) 工事内容 総合運動場水泳場改築その他工事に伴う電気設備工事
- (4) 施設概要 水泳場棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建 延べ面積 2,298m²
- (5) 予定工期 約19か月
- 2 共同企業体に関する事項
- (1) 構成員の資格要件
- ア　すべての構成員が、次の資格要件を満たすこと。
- (ア) 県内に本店を有する建設業者であること。
- (イ) 電気工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を有すること。
- (ウ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により電気工事Aの認定を受けていること。
- (エ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、平成16年7月6日から入札の日までの間受けていないものであること。
- (オ) 平成16年7月6日以前6月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
- (カ) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において、強い関連がないこと。
- (キ) 総合運動場水泳場改築その他衛生設備工事の入札参加申請者（構成員を含む。）でないこと。
- (ク) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者で

あること。

なお、被輔助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者とする。

- イ　共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。
- (ア) 元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合に限る。）として過去10年間（平成6年4月1日から平成16年3月31日まで）に、建築物の電気工事として8千万円（共同企業体の構成員である場合は、請負金額に出資比率を乗じて得た額）以上上の施工実績を有すること。

- (イ) 電気工事に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。
- ウ　共同企業体の代表者以外の構成員は、電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者とする。

- (2) 構成員の数
2社とする。

- (3) 出資比率

すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であること。

- (4) 代表者の要件
最も大きな施工能力を有するものであり、出資比率は構成員中最大であること。

- (5) 存続期間

ア　県工事の相手方となつた者

当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過する日まで

- (イ) 県工事の相手方とならなかつた者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで

- (ウ) 公募型指名競争入札参加申請書

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書

(2) 共同企業体協定書	本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。
(3) 共同企業体編成表	
(4) 施工実績調書及び実績を証する書類（共同企業体の代表者のみ）	
(5) 配置予定技術者調書	
(6) 経営事項審査結果通知書の写し	
	(平成15年2月1日以降を審査基準日とするもの)
4 資料作成説明書の交付期間及び交付場所	
(1) 交付期間 平成16年6月21日(月)から7月6日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の8時30分から17時まで	
(2) 交付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市城内一丁目1番59号)	
5 入札参加申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所	総合運動場水泳場改築その他衛生設備工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受け付けの期間及び方法を次のとおり公告します。
(1) 受付期間 平成16年6月29日(火)から7月6日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の8時30分から17時まで	なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
(2) 受付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市城内一丁目1番59号)	平成16年6月21日
6 入札参加資格要件該当者の閲覧	収支等命令者
2 の(1)のアの(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たす建設業者については、名簿を作成し閲覧に供するものとする。	佐賀県県土づくり本部建築住宅課長 内田純夫
なお、閲覧期間と閲覧場所は下記のとおりである。	
(1) 閲覧期間 平成16年6月21日(月)から7月6日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の8時30分から17時まで	1 工事概要
(2) 閲覧場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市城内一丁目1番59号)	(1) 工事名 総合運動場水泳場改築その他衛生設備工事 (2) 工事場所 佐賀市 (3) 工事内容 総合運動場水泳場改築その他工事に伴う衛生設備工事 (4) 施設概要 水泳場棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建 延べ面積 2,298m ²
7 指名業者の選定	(5) 予定期 約19か月
提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により指名業者を選定する。	2 共同企業体に関する事項

(1) 構成員の資格要件

ア　すべての構成員が、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 県内に本店を有する建設業者であること。

(イ) 管工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を有すること。

(ウ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により管工事Aの認定を受けていること。

(エ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、平成16年7月6日から入札の日までの間受けていないものであること。

(オ) 平成16年7月6日以前6月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(カ) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事情面において、強い関連がないこと。

(キ) 総合運動場水泳場改築その他工事又は総合運動場水泳場改築その他電気設備工事の入札参加申請者（構成員を含む。）でないこと。

(ク) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

の施工実績を有すること。

(イ) 管工事に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

（ウ）共同企業体の代表者以外の構成員は、管工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者とする。

(2) 構成員の数

3社とする。

(3) 出資比率

すべての構成員が20パーセント以上の出資比率であること。

(4) 代表者の要件

最も大きな施工能力を有するものであり、出資比率は構成員中最大であること。

(5) 存続期間

ア　県工事の相手方となつた者

当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過する日まで

イ　県工事の相手方とならなかつた者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで

3 入札参加申請書及び提出資料

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

(2) 共同企業体協定書

(3) 共同企業体編成表

(4) 施工実績調書及び実績を証する書類（共同企業体の代表者のみ）

(5) 配置予定技術者調書

(6) 経営事項審査結果通知書の写し

（平成15年2月1日以後を審査基準日とするもの）

4 資料作成説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間　平成16年6月21日（月）から7月6日（火）まで（土曜日及

平成16年6月21日(月)

群岡県賀佐

び日曜日を除く。)の8時30分から17時まで

- (2) 交付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当 (佐賀市

城内一丁目1番59号)

電話 0952-25-7166

5 入札参加申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 平成16年6月29日(火)から7月6日(火)まで(土曜日及

び日曜日を除く。)の8時30分から17時まで

- (2) 受付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当 (佐賀市

城内一丁目1番59号)

6 入札参加資格要件該当者の閲覧

2の(1)のアの(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たす建設業者については、名簿を作成し閲覧に供するものとする。

なお、閲覧期間と閲覧場所は下記のとおりである。

- (1) 閲覧期間 平成16年6月21日(月)から7月6日(火)まで(土曜日及

び日曜日を除く。)の8時30分から17時まで

- (2) 閲覧場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当 (佐賀市

城内一丁目1番59号)

7 指名業者の選定

提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により指名業者を選定する。

本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

8 入札予定期間

平成16年8月

9 その他

申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県県土づくり本部建築住宅課において配布する。

問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当

電話 0952-25-7166